

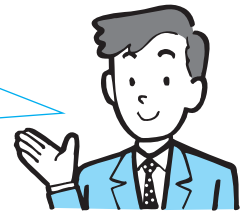
## 合併に伴って、住所の表示が変わったら…

### ～その2～

11月15日広報の別冊「みんなで考えよう市町村合併③⑧」に引き続き、合併に伴って住所の表示が変わることにより、市民の皆さんから各自で行ってもらう手続きがないかどうかをお知らせします。今回は、市役所以外の「官公署・その他編」です。

多くの項目で手続きは必要ありませんが、本人の希望により住所の表示を変更できるものもあります。

下の表により、関係機関の窓口へお問い合わせください。



### ●その2 官公署・その他編

項目	対象	住所変更の手続きについて	問い合わせ先
①精神保健福祉手帳	手帳をお持ちの人	必要ありません。	新潟県健康対策課 ☎025-280-5197
②通院医療費公費負担患者の届け出	届け出をしている人		
③車庫証明	普通自動車を所有している人	すでに受けている車庫証明の住所・保管などについては、次に切り替わるまで必要ありません。 ※軽自動車は、保管場所の届け出は不要ですが、今までどおり保管場所の確保は必要です。	新津警察署 ☎23-0110
④自動車検査証など	小型・普通・大型自動車および二輪車(250ccを超えるもの)の所有者および使用者	必要ありません。 ※新市名に変更することを希望する場合は、新市が発行する住所表記の変更を証する書面(以下「合併証明書」)を登録申請書に添付して登記することができます(本人が直接申請する場合、申請手数料は無料ですが、申請用紙代金が必要となります)。	北陸信越運輸局新潟運輸支局 ☎025-285-3121
	三輪・四輪軽自動車の所有者および使用者	必要ありません。 ※新市名に変更することを希望する場合は、新市が発行する合併証明書を記入申請書に添付して登記することができます(本人が直接申請する場合、申請手数料は無料ですが、申請用紙代金が必要となります)。	軽自動車検査協会新潟主管事務所 ☎025-275-5845
	二輪車(125ccを超え、250cc以下のもの)の所有者および使用者		全国軽自動車協会連合会新潟県事務取扱所(新潟県軽自動車協会) ☎025-275-5704